

中島公園魅力継承コンテンツ試行運營業務に係る公募型企画競争について、下記のとおり告示する。

令和 7 年（2025 年）6 月 23 日

札幌市長 秋 元 克 広

記

1 契約担当部局

〒060-0051

札幌市中央区南 1 条東 1 丁目 大通バスセンタービル 1 号館 6 階

札幌市建設局みどりの推進部みどりの推進課

電話 011-211-2533

2 公募型競争に付する事項

(1) 業務名 中島公園魅力継承コンテンツ試行運營業務

(2) 業務内容

ア 中島公園における『魅力継承コンテンツ』の試行実施

イ 委託者との打合せ協議

ウ 報告書の作成

詳細は企画競争提案説明書による。

(3) 履行期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 参加資格

以下の要件を全て満たした者に限る。

なお、複数者が協力して参加することも可とし、その場合、(5)～(6)については、構成員のいずれかが参加資格要件を満たせばよい。契約については、契約の相手方は代表者（構成員のいずれか 1 者）とし、他の構成員は協力者となる。

(1) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 札幌市競争入札参加停止措置要領（平成 14 年 4 月 26 日付財政局理事決裁、令和 2 年 3 月 26 日最近改正）に基づく参加停止措置を受けていないこと。

(5) 令和 5 年度～7 年度札幌市競争入札資格者名簿において、業種が「役務（一般サービス業）」の「広告業」に登録されている者であること。

(6) 国又は地方公共団体が発注したイベント等に関する業務の履行実績があること。

(7) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年 2 月 26 日条例第 6 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団員、同条例第 7 条に規定する暴力団関係事業者その他の反社

会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

4 手続き等

(1) 提案説明書の交付

令和7年6月23日(月)から、札幌市公式ホームページ内「公園・みどり」の入札のページ (<https://www.city.sapporo.jp/ryokuka/nyuusatsu/keiyakujouhou/ippan-koubo/index.html>) にて公開する。

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出方法 郵送(特定記録)又は持参とする。

イ 提出期限 令和7年7月15日(火)12時00分【必着】

5 選定方法

(1) 一次審査(書類審査)

提出された企画提案書等を企画競争実施委員会により書類審査する。提出者が少数の場合は省略する場合がある。

(2) 最終審査(プレゼンテーション)

企画競争実施委員会においてプレゼンテーション審査を実施し、委員の評価の合計点数が最も高い企画提案を契約候補者とする。

6 その他

(1) 以下の場合には、選定委員会において審査のうえ、失格となることがある。

ア 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者

イ 本要領に定める手続以外の手法により、実施委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者

ウ 本公募型企画競争の手続期間中に参加停止を受けた者

エ 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本要領及び各様式の留意事項に適合しなかった者

オ 審査の公平性を害する行為を行った者

カ その他、本要領等に定める手続、方法等を遵守しない者

(2) 本公募型企画競争に係る一切の経費は、参加者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書等は返却しない。

(4) 企画提案書等の提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。

(5) 本業務に係るデザイン、意匠、著作権及び業務に付随して発生する全ての権利は札幌市に帰属し、札幌市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁ずる。また、本業務に関連して得られた個人及び企業情報等の全てについて、札幌市及び当該個人並びに当該企業の代表者の許可なく第三者に情報提供することを禁ずる。

(6) 詳細は提案説明書による。